除去土壌等の県外での再生利用の実現に向けた取組の強化を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う除染作業で発生した除去土壌等は、現在、中間貯蔵施設に一時保管されているが、令和27年3月までには県外での最終処分を完了することが平成26年に成立した「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」において明確に定められている。除去土壌等の県外最終処分は、必ず果たさなければならない国と県民との約束であるとともに、法律にも規定された責務であり、日本国全体の問題として取り組むべき重要課題である。

国は、本年度、除染土壌を安全に再生利用するための基準等を取りまとめる考えであるが、一昨年から進められている東京都や埼玉県等での再生利用に向けた実証事業について、地域住民から十分な理解を得られず、計画が棚上げになっており、これまで国が行ってきた全国的な理解醸成が進んでいるとは言い難い現状にある。

再生利用の促進は、最終処分量を減らし、受け入れ先の負担を軽減するためにも極めて重要な取組である。そのため、国民的な理解醸成はもとより、除去土壌等の安全性や再生利用の必要性について、国による積極的な情報発信が強く求められている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 本格的な除去土壌の再生利用に向け、関係省庁の連携強化を図るとともに、適切な管理の下で安全に再生利用を行うための前提となる「再生利用基準」等の策定に向けて、技術的な検討を着実に進めること。また、再生利用や最終処分の進め方を明確に示すこと。
- 2 除去土壌等の県外での最終処分の実現に向けては、国民の理解や信頼の醸成が必要不可欠である。国際原子力機関(IAEA)による「適切な管理下で土壌を再生利用することは適切」等の評価を始め、再生利用等の必要性や安全性などについて、積極的かつ国民にわかりやすい内容での情報発信を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

衆 議 院 議 長 参 議 院 議 長 内 閣 総 宛て 理 大 臣 境 大 臣 環 復 興 大 臣

福島県議会議長 西 山 尚 利